

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 11 月 12 日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判所書記官 村 上 誠

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 12 月 4 日から 令和 7 年 12 月 11 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日 場 所	令和 7 年 12 月 17 日 午前 10 時 00 分 横浜地方裁判所小田原支部売却場
売却決定 期日 場 所	令和 8 年 1 月 6 日 午前 9 時 50 分 横浜地方裁判所小田原支部民事部
特別売却 実施期間	令和 7 年 12 月 24 日 午前 10 時 00 分から 令和 7 年 12 月 24 日 午後 3 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 11 月 12 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。なお、特別売却実施期間中の買受申出の受付は、午前 10 時から午後 3 時までの間 (ただし、午後 0 時 15 分から午後 1 時までの間を除く。) に行います。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	11,430,000 9,144,000	一括	2,286,000	54,086	11,787
1	3,840,000				
2	7,590,000				
			</		



物 件 目 録

- 1 所 在 小田原市国府津字河原崎
地 番 2 2 6 8 番 1 1
地 目 宅地
地 積 1 7 7 . 8 3 平方メートル
- 2 所 在 小田原市国府津字河原崎 2 2 6 8 番地 1 1
家屋 番号 2 2 6 8 番 1 1
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺 2 階建
床 面 積 1 階 3 6 . 4 3 平方メートル
2 階 3 6 . 4 3 平方メートル
(未登記附属建物)
種 類 車庫
構 造 コンクリート造平家建
床 面 積 約 1 3 . 5 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7 年 10 月 2 日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判所書記官 村 上 誠

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 所 在 | 小田原市国府津字河原崎 |
| | 地 番 | 2 2 6 8 番 1 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 7 7 . 8 3 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 小田原市国府津字河原崎 2 2 6 8 番地 1 1 |
| | 家屋 番号 | 2 2 6 8 番 1 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 3 6 . 4 3 平方メートル
2階 3 6 . 4 3 平方メートル |
| | (未登記附属建物) | |
| | 種 類 | 車庫 |
| | 構 造 | コンクリート造平家建 |
| | 床 面 積 | 約 1 3 . 5 平方メートル |



令和 7年(ケ)第 86号
令和 7年 7月 8日受理
令和 7年 7月 23日提出

現況調査報告書

横浜地方裁判所 小田原支部
執行官 小 野 将太郎

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 小田原市国府津字河原崎 |
| | 地 番 | 2 2 6 8 番 1 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 7 7 . 8 3 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 小田原市国府津字河原崎 2 2 6 8 番地 1 1 |
| | 家屋 番号 | 2 2 6 8 番 1 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 3 6 . 4 3 平方メートル
2 階 3 6 . 4 3 平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者(A) ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項			
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☐ ない ☒ ある ☐ { 種類:車庫 構造:コンクリート造平家建 床面積:約13.5平方メートル		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者(A) ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある ☐ { 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ B (債務者兼所有者 A の母)	1 私は目的物件の所有者である A の母です。物件 2 の建物は、A が私とともに住居として使用しています。 2 物件 2 の建物には雨漏り、水漏れ、傾き等の大きな不具合はありません。 3 平成 10 年代まで、物件 2 の建物内で猫を 1 匹飼っていたことがありますが、現在ペットは飼育していません。 4 物件 2 の建物が存する敷地 (物件 1 の土地) の接面道路から、物件 2 の建物の玄関付近までに階段があり、同階段を昇ることにより物件 2 の建物の室内に立ち入りできる構造となっています。物件 1 の土地には、同階段による高低差を利用した掘り込み車庫があります。同車庫は、A が物件 2 の建物の建築時と概ね同時期である平成 10 年ごろに建築したものであり、A が車庫として使用しています。 5 物件 1 の土地上に、簡易的な物置が 1 個設置されています。同物置は A や私が荷物を保管するために使用しています。同物置 1 個は、いずれも土地に接合・付着しているものでもありません。
■ A (債務者兼所有者)	1 室内を見たいならば勝手に見ろ。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

- 1 受命物件の状況は、建物概略図、写真及び関係人の陳述のとおりである。
- 2 受命物件の占有状況は、2枚目記載のとおりである。
- 3 物件2の建物には全体的に経年相応の劣化、損傷及び汚損が認められる。なお、物件2の建物内には全体的に荷物が大量に置かれていたため、床、壁の状態が判然としない箇所がある。
- 4 物件2の建物への立入調査時において、洋室1の立入調査にはAが立ち会った。洋室1を除く他の居室部分の立入調査はBが立ち会った。当職は事前に立入調査日時をAに通知していたものの、立入調査時に洋室1に在室していたAは、同室内に籠ったまま扉を開けようとしなかった。扉越しにAへ調査の必要性の再説明及び説得を行い、了解を得てようやく洋室1に入室ができたが、入室後もAは「見たいならば勝手に見ろ。」と言うのみで、終始調査に非協力的な状態が続いたことから、Aから物件2の建物の使用状況・占有状況等を直接聴取することはできなかった。
- 5 物件1の土地には物件2の建物のほか、未登記の附属建物（車庫）が存している。同附属建物の基礎部分には土地への定着性が認められた。
- 6 物件1の土地に、簡易的な物置が1個存している。同物置は土地への定着性は認められず動産であると認めた。
- 7 評価人によると、物件1の土地の南西側に接する道路は市道（建築基準法第42条第1項第1号該当道路）である。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年7月9日（水） 9：51 — 10：13	目的物件所在地	A及びBと面談，外観調査，写真撮影
令和7年7月9日（水） 13：00 — 13：10	横浜地方法務局 西湘二宮支局	建物登記事項証明書交付請求（該当なし）
令和7年7月18日（金） 10：45 — 11：18	目的物件所在地	A及びBと面談，立入調査（評価人同行）
年 月 日（ ） ： — ：		
年 月 日（ ） ： — ：		
年 月 日（ ） ： — ：		

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので，立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

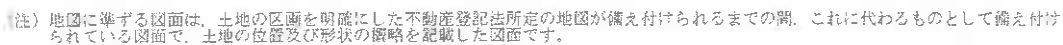
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので，立会人 を立ち会わせ，技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

2105-19	2107-5	2273-3	2269-35	2269-23	2269-31
2105-22	2267-4	2273-2	2269-37	2275-6	



これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(1/1)

建築物図面

各階平面図

030932

家屋番号 2268-11

建築物の所在 小田原市国府津町2268番地11

表向き

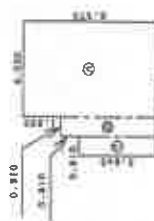
1 階



求積表

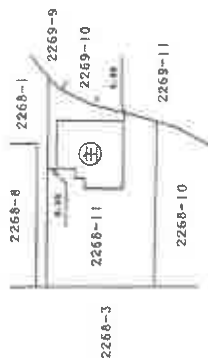
①	3.640 x 0.910 =	3.312400
②	4.550 x 0.910 =	4.140500
③	6.370 x 4.550 =	28.983500
合計		36.436400
床面積		36.43 m ²

2 階



求積表

①	3.640 x 0.910 =	3.312400
②	4.550 x 0.910 =	4.140500
③	6.370 x 4.550 =	28.983500
合計		36.436400
床面積		36.43 m ²



(表向き)

(口蔵用12)

作製者

縮尺 1/250

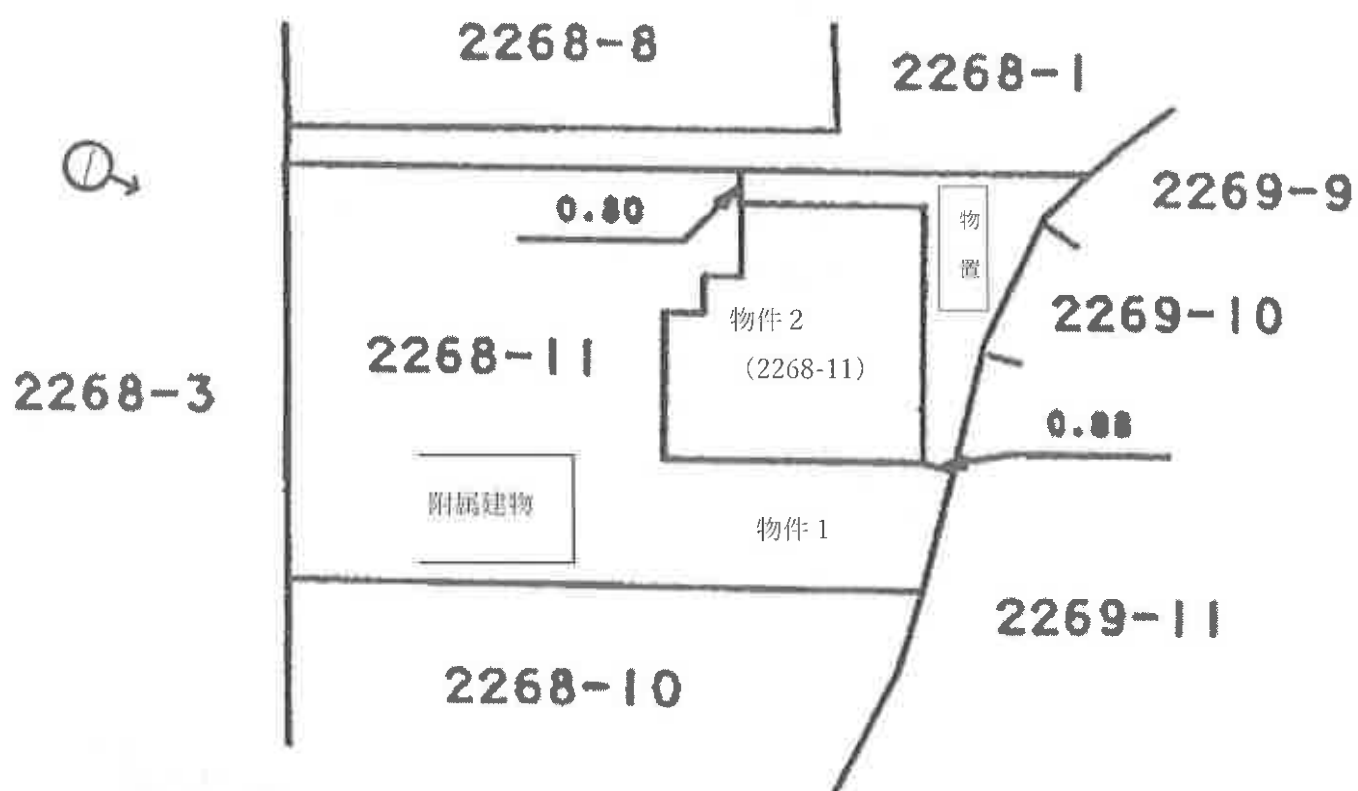
申請人

縮尺 1/500

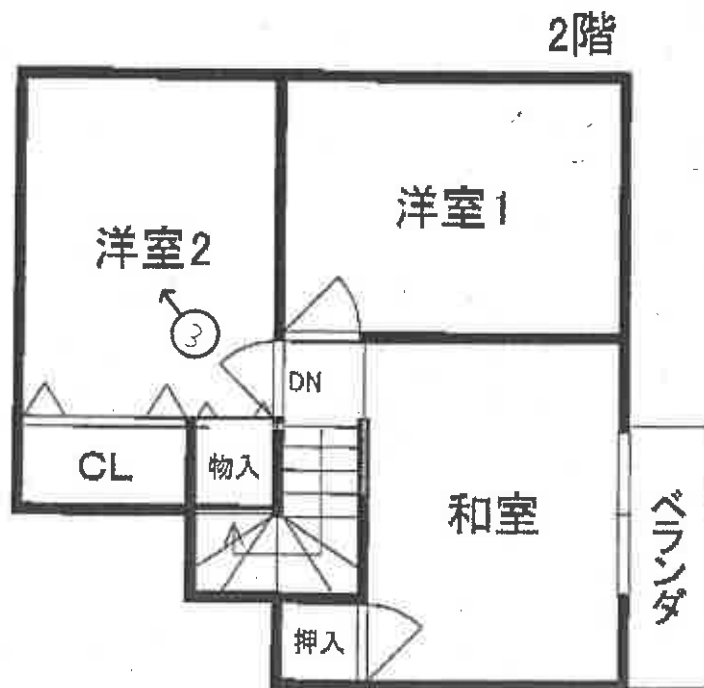
10-5

土地建物位置関係図

←○は写真撮影位置・方向



建物概略間取図



←○は写真撮影位置・方向

①物件2の建物の外観



②



③



④



⑤



令和 7 年 (ケ) 第 86 号
令和 7 年 7 月 18 日 現 地 調 査
令和 7 年 7 月 25 日 評 価

横浜地方裁判所小田原支部

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

藤 原 新 一

第 1 評価額

一 括 価 格（合計）	
金 1 1, 4 3 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物 件 1（土地）	金 3, 8 4 0, 0 0 0 円
物 件 2（建物）	金 7, 5 9 0, 0 0 0 円

- ① 一括価格は、物件 1・2 の不動産について、一括売却（民事執行法第 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件 1 の内訳価格は物件 2 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 2 の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は、内覧制度によるほかは物件の内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件 番号	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり	
2		附属建物 種類：車庫 構造：コンクリート造平家建 床面積：約13.5㎡
特 記 事 項		
未登記附属建物（車庫）あり		

*現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じである。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 小田原市国府津字河原崎 |
| | 地 番 | 2 2 6 8 番 1 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 7 7 . 8 3 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 小田原市国府津字河原崎 2 2 6 8 番地 1 1 |
| | 家屋 番号 | 2 2 6 8 番 1 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 3 6 . 4 3 平方メートル
2 階 3 6 . 4 3 平方メートル |

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	JR東海道本線「国府津」駅の概ね北西方約1.6km（道路距離）、バス停留所「鳴沢公園前」から徒歩約1分程度に位置する。	
付 近 の 状 況	中小一般住宅が建ち並ぶ住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他	市街化区域 第一種住居地域 60% 200% 準防火地域 ◇第2種高度地区（最高高さ15m） ◇景観計画区域（市域全域） ◇宅地造成等工事規制区域 ◇埋蔵文化財包蔵地（No.4） ◇土砂災害警戒区域（土石流）
画 地 条 件	規 模 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢	177.83㎡ 略台形地 間口約10.5m程度 奥行約17.6m程度 地勢は概ね平坦である。
接面道路の状況	南西側で幅員約7.2m舗装市道（建築基準法第42条1項1号）と約10.5m程度等高に接面。	
土地の利用状況等	物件2の建物敷地等として利用されている。 建物の配置は附属資料建物図面写のとおり。	
供給処理施設	上 水 道 都 市 ガ ス 下 水 道	あり なし（プロパン） あり

特 記 事 項	◇ 周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されており、建物建築時にあたっては文化財保護法第93条の規定に基づく届出を要し、試掘・発掘調査を要する場合がある。 ◇ 物件 1 土地には物件 2 の建物のほか、未登記の附属建物（車庫）が存している。同附属建物の基礎部分には土地への定着性が認められた。ほかにも簡易的な物置が 1 個存しているが、土地への定着性は認められず、動産であると認めた。
---------	--

2. 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 残存耐用年数	建 築 年 月 日	平成10年4月27日（登記記載）
	経 過 年 数	約28年（1年未満の端数切り上げ）
	経済的残存耐用年数	2年
仕 様	構 造	木造2階建
	屋 根	スレート葺
	外 壁	サイディング等
	内 壁	ビニールクロス貼 ほか
	天 井	ビニールクロス貼 ほか
	床	フローリング、畳 ほか
	設 備	キッチン、トイレ、浴室、洗面所、ほか
	そ の 他	下記記載の未登記附属建物がある
床面積（現況）	1階：36.43㎡、2階：36.43㎡、 延床面積：72.86㎡	
現 況 用 途 等	現況用途	居宅
	間 取 り	4DK（附属資料建物概略間取図のとおり）
品 等	やや劣る	
保守管理の状態	やや劣る	
建物の利用状況	令和7年7月18日：内部立入調査 建物所有者が占有している。	
特 記 事 項	◇ 本件建物は建築確認申請を受けたが、完了検査済証未交付の建物である。 ◇ 全体的に経年相応の劣化、損傷及び汚損が認められる。なお、建物内には全体的に荷物が大量に置かれていたため、床、壁の状態が判然としない箇所がある。 ◇ 聴取及び簡易測量機器の測定結果から、顕著な傾斜は認められなかった。 ◇ 道路から建物地盤面（玄関入口付近）まで階段を登る必要があり、当該高低差を利用した未登記附属建物である掘り込み車庫がある。	

	【未登記附属建物の概要】 新築年月日：平成10年頃 種類：車庫 構造：コンクリート造平家建 床面積：約13.5㎡
--	---

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

① 物件1（土地）

物件 番号	標準画地 価 格 (円/㎡)	個別 格 差	更地価格 (円/㎡)	地 積 (㎡)	建付 減価	建付地価格 (円)
1	101,000	$\frac{97}{100}$	98,000	×177.83	× 0.90	= 15,680,000

標準画地価格：標準画地価格は下記の規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して決定した。

地価公示地：小田原・33

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{地価公示価格} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\
 103,000 \text{ 円/㎡} & \times & \frac{100.5}{100} & \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{102} & = & 101,000 \text{ 円/㎡}
 \end{array}$$

◇時 点 修 正：令和7年1月1日から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：上記のとおり。

◇地 域 格 差：地価公示地の所在地域は対象地域に比し街路条件、交通接近条件、環境条件等の総合格差で上記のとおり。

◇個 別 格 差：「第4 目的物件の位置・環境等」記載の特記事項等を勘案し総合格差で上記のとおり

◇建 付 減 価：建付減価率を10%と判定した。

② 物件 2（主である建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床面積 (㎡)	現 価 率	建 物 価 格 (円)
2	160,000	× 72.86	× 0.05	= 580,000

現価率

- ・ 経過年数 28 年、経済的残存耐用年数 2 年、観察減価率 20%
- ・ 耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を以下のとおり査定した。

$$\text{現価率} : \frac{\text{経済的残存耐用年数 2 年}}{\text{経過年数 28 年} + \text{経済的残存耐用年数 2 年}} \times (1 - 0.2) = 0.05$$

（附属建物）同種の車庫の再調達原価に現価率を乗じて、次のとおり求めた。

再調達原価	現 価 率	建 物 価 格 (円)
1,300,000	× 0.05	= 70,000

※ 物件 2 建物価格合計

物件 番号	主である建物 (円)	附属建物 (円)	建 物 価 格 (円)
2	580,000	+ 70,000	= 650,000

2. 評価額の判定

前記により求めた価格を基に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格(円)	土地利用権等割合(注)		土地利用権等価格 (円)
1	15,680,000	×	0.65 法定地上権	= 10,190,000

(注)土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を65%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価格 (円)	土地利用権等 価格の控除及び加算 (円)	占有 減価 修正	市場性 修正	競売市 場修正	その他 の控除	評 価 額 (円)
1	15,680,000	－ 10,190,000		× 1.0	× 0.7		= 3,840,000
2	650,000	＋ 10,190,000	× 1.0	× 1.0	× 0.7		= 7,590,000
一括価格 (合計)							11,430,000

占有減価修正：必要なし。

市場性修正：必要なし

競売市場修正：-30%と判定した。

その他の控除：必要なし。

第6 参考価格資料

1. 地価公示価格 小田原-33

所 在：小田原市国府津字下辻川 1820 番 36

価 格：103,000 円／㎡

位 置：JR 東海道本線「国府津」駅約 1.2km

価 格 時 点：令和 7 年 1 月 1 日

地 積：120 ㎡

供給処理施設：ガス・水道・下水

接 面 街 路：北側 5.0m 道路

用 途 指 定 等：市街化区域 第一種住居地域 準防火地域

(建蔽率 60%，容積率 200%)

地 域 の 概 要：中小規模の一般住宅が多い開発された住宅地域

2. 固定資産税評価額（令和 7 年度）

物件 1 12,181,710 円

物件 2 1,833,139 円

第7 附属資料の表示

位置図

公図写（A 3 判から A 4 判へ縮小）

地積測量図（A 3 判から A 4 判へ縮小）

建物図面・各階平面図写（A 3 判から A 4 判へ縮小）

建物概略間取図

位置図



(株)マッフル スーパーマッフル・デジタル
地図使用承認 ●マッフル第6-040号

1 : 20,000 相当

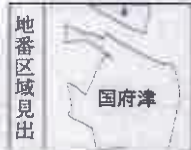
地図上の1センチは 約 200 メートル

公 図 写

イ 2105-19 2107-5 2273-3 2269-35 リ 2269-23 2269-31
ロ 2105-22 2267-4 2273-2 2269-37 2275-6



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 国府津

請 求 部 分	所 在 小田原市国府津字河原崎					地 番	2268番11					
出 力 縮 尺	1/600		精 度 区 分		座 標 系 番 号 又 は 記 号		分 類	地図に準ずる図面			種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原 図)				補 記 項 事			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年5月14日

横浜地方税務局西湘二宮支局

整理番号：H60313-1

登記官

(1/1)

本図面はA3判をA4判に縮小したものである。

登記年月日 平成9年6月18日

040280

前 2268-1 後・新同一

地積測量図

地積測量図

地 番	2268-1
土地の所在	小田原市田府建字河原路

求 積 表

地 番	面 積	合 計
1	15.68	3.01
2	15.68	6.12
3	20.45	0.55
4	20.45	11.2475
5	13.46	1.00
6	13.46	13.4600
7	181.1584	181.1584
8	90.57920	90.57920
9	90.57	90.57

地 番	面 積	合 計
1	2.73	0.91
2	2.00	0.51
3	2.4843	2.4843
4	1.0200	1.0200
5	3.5043	3.5043
6	1.75215	1.75215
7	1.75	1.75

地 番	面 積	合 計
1	15.41	2.12
2	14.96	6.99
3	14.20	6.03
4	15.32	8.22
5	15.32	17.712
6	17.712	17.712
7	386.5672	386.5672
8	183.28360	183.28360
9	183.28	183.28

地 番	面 積	合 計
1	19.73	1.12
2	18.58	3.29
3	17.58	4.25
4	18.19	5.68
5	18.19	94.4061
6	355.6661	355.6661
7	177.83305	177.83305

合計面積 453.44800

(日加納)

(日加納)

単位 m

1/250

申請人

作製者

(日本土地建物測量士会会章)

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和7年5月14日 横浜地方支務局西瀬三宮支局

登記官

登記年月日：平成10年5月1日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年5月14日 横浜地方支局 西湘二宮支局

登記官

030932

各階平面図

建物平面図

家屋番号 2268-11

建物の所在 小田原市国府津字内崎2268番地11

敷地1500㎡

1階



2階



(床面積)

(日調連12)

作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

整理番号：H60313-3

建物概略間取図

